

目 次

はじめに

用語やアイコンについて

資産管理ルールの概要

1-1. NEDOにおける資産管理

1-2. 資産管理のキホン

1-3. 資産の目的外使用について

資産登録編

2-1. 資産登録のキホン

2-2. 資産登録情報の変更

2-3. 資産登録時の留意点

2-4. PMSを用いた資産登録等の実際

資産棚卸編

3-1. 資産の棚卸

損害保険編

4-1. 損害保険のキホン

資産処分編

5-1. 資産処分のキホン

5-2. 資産処分時の留意点

5-3. PMSを用いた資産処分の実際

問い合わせ先

4-1. 損害保険のキホン

1. 損害保険について

NEDOに帰属する研究開発資産は、委託先実施者が希望する場合、NEDOが損害保険をかけることができます。PMSでの希望登録は44、55頁をご覧ください。このとき保険料はNEDOが負担します。

建物内の施設に対して実施者にて包括的な損害保険をかけている場合等、すでに付保がなされている場合は、付保希望の登録は不要です。

損害保険の付保契約は年度単位で行うため、付保継続希望は毎年必要となり、時期はお知らせします。

一部の事業でのみ取り扱われている、「共同研究契約約款」に基づくNEDOとの共同研究事業においては、共同研究先の持ち分もNEDOで一括して保険を手配することができます。ただし、費用は共同研究先で負担いただきます。

(参考) 業務委託契約約款第22条第1項

甲は、委託業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、第20条第1項に規定する甲に帰属する取得財産に対して損害保険を付保するものとする。ただし、乙が損害保険を付保することが適切であると認められるときであって甲が承認した場合は、乙が損害保険を付保することができるものとする。

4-1. 損害保険のキホン

1. 損害保険について（続）

以下のような場合は、NEDOで保険付保を行うことができません。

事業を円滑に進めるために、保険付保が必要な場合は、**実施者側で付保**をお願いします。
その場合、実施者が付保した保険費用の取り扱いについてはプロジェクト担当者にご確認ください。

- 建築中(設置工事中)のもの
- 車両、設置場所以外で使用するもの(動産)
- 水上・水中設置資産
- 動物、植物等の生物
- 海外設置資産
- データ、プログラム、ソフトウェアなどの無形物 ※厳密にはNEDOには帰属しない
- 貸与資産
過去に委託事業で取得したNEDO帰属資産を、補助事業で貸与を受け継続利用しているもの。
- NEDO帰属以外の資産
大学・国立研究開発法人等帰属の研究開発資産。

4-1. 損害保険のキホン

2. 損害保険の内容について

NEDOが付保する保険は**火災保険**と**賠償責任保険**になります。

火災保険の概要(抜粋)

- 被保険者

NEDO、(一部の事業のみ)共同研究先(付保を申し込んだ場合)

- 保険金額

資産持ち分の取得価額(保険価額:取得価額、付保率:100%)

※ ただし、保険金支払限度額(1保険事故当たり)の設定があります。

賠償責任保険の概要(抜粋)

- 被保険者

NEDO、実施者およびプロジェクトに関わる全ての者

- 保険支払限度額

身体財物共通 10億円／保険事故

4-1. 損害保険のキホン

<損害保険の支払い対象となる保険事故>

保険事故	火災保険	賠償保険
火災	対象	
落雷	対象	
破裂・爆発(ボイラ損害を含む)	対象	
風災、ひょう災、雪災	対象	
車両の衝突・航空機の墜落など	対象	
給排水設備の事故による水濡れ	対象	
電氣的事故、機械的事故(全機械設備とする)	対象	
水災	対象	
上記以外の不測かつ突発的な事故	対象	
盗難	対象	
地震、噴火、津波	対象外	
第三者に対する対人対物損害		対象

4-1. 損害保険のキホン

3. 保険期間

包括保険の契約期間は年度初日0時～年度末日24時

●開始日

付保が必要となる日（資産の取得日など）

- ※ 保険開始を希望する日の翌月第5稼働日までに申請する必要があります。
- ※ 上記日限に間に合わない場合は、直近の付保可能な日（翌月1日）になります。

●終了日

年度内の付保の必要がなくなる日（最長は年度末）

- ※ 除却資産、貸与資産の場合は、除却日または貸与開始前日を終了日とします。
- ※ 海外移設資産の場合は、異動日を終了日とします。
- ※ 上記以外で付保が不要となる場合は、お知らせください。

4-1. 損害保険のキホン

4. 保険事故が発生した際の手順

- ① 保険会社の査定完了前に復旧工事等を開始したい場合は、まずNEDOプロジェクト部までご一報ください。
- ② **事故速報を提出**（事故発見から**原則7日以内**）
提出経路： 委託先／共同研究先 ➡ NEDOプロジェクト部
- ③ **証拠を保全・記録**
現場の安全が確保されていることを確認の上、証拠の保全と記録(写真撮影等)を行ってください。
※ 保険金請求手続きの際に事故発生個所の写真が必要です。
- ④ **復旧工事等に係る見積り取得**
提出経路： 委託先／共同研究先 ➡ NEDOプロジェクト部(写し)
- ⑤ **復旧工事を開始**
損害保険金の認定額が決定したら、速やかに復旧工事等を開始してください。
認定額決定前に復旧工事等を開始したい場合は、NEDOプロジェクト部までご一報ください。
- ⑥ **復旧工事完了報告を提出**
提出経路： 委託先／共同研究先 ➡ NEDOプロジェクト部
- ⑦ **保険金を請求(NEDOが保険会社に請求)**
保険金は、指定した金融機関の口座に、保険会社から直接振り込まれます。

4-1. 損害保険のキホン

5. 免責事項

次の場合は、対象資産であっても損害保険金が支払われない免責事項となります(主なものを抜粋)。

- ① 保険契約者、被保険者等の故意、もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武力反乱その他これらに類似の**事変または暴動**による損害
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による損害
- ⑤ 保険の**対象の欠陥**によって生じた損害
- ⑥ 保険の対象の**自然の消耗**もしくは**劣化または性質に起因**して生じた損害
- ⑦ 保険の対象に対する**修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣**によって生じた損害
- ⑧ 土地の沈下、隆起、振動その他これらに類似の**地盤変動**によって生じた損害

など